

第239回福岡県都市計画審議会議案

令和4年9月1日(木)

三

第3806号議案

4都第11027号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

筑後中央広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について

令和4年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路に3・5・22-10号 豊福下辺春線を次のように追加する。

種別	番号	路線名	起 点	終 点	位 置	区 域	構 造	備 考
幹線街路	3・5・22-10	豊福 下辺春線	八女市蓮輪 字蓮輪	八女市立花町 下辺春字三ノ瀬	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間ににおける鉄道等との交差の構造

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり。

筑後中央広域都市計画道路の変更理由書

■ 3・5・22 - 10号豊福下辺春線（路線の追加）

福岡県内4つの都市圏のうち、南部に位置する筑後都市圏は5つの都市計画区域で構成され、その1つである筑後中央広域都市計画は6市1町の広域的な範囲で都市づくりを一体的に行っています。特に隣接する八女市と広川町においては連続する公共交通軸（国道3号）を有しており、八女市役所周辺（広域拠点）と広川町役場周辺（拠点）との都市拠点間の連携や、この軸の沿線を中心とした都市施設の集積を図るなどの都市計画を進めています。しかしながら、公共交通軸である国道3号においては、都市内交通と通過交通が混在し、八女市街地を中心とした慢性的な交通渋滞が発生しています。このため、交通事故の多発、公共交通の利便性低下、沿道利用環境の悪化、円滑な救急搬送の阻害、都市間連携の阻害等の課題が生じています。このような広域的な課題に対し、第4次八女市総合計画後期基本計画（平成28年3月）では、市内及び広域間を結ぶ幹線道路の整備として国道3号バイパス整備を必要な施策の展開方針として定めています。また、広川町でも、国道3号の慢性的な渋滞解消と町の望ましい将来像を描くために「第4次総合計画」を令和2年度中に改定し、国道3号バイパス整備を進めることを掲げることとしており、こうした構想は、まちづくりを進めるためには必要不可欠な要件となっています。また、このような課題に關し、国においても、令和2年度「社会資本整備審議会 道路分科会 九州地方小委員会（第3回）」でバイパス整備が望ましいという方向性が示されました。

この結果を踏まえ、既存市街地の都市機能の向上、筑後中央広域都市計画区域内の拠点間の円滑な連携を図る観点から、新たな国道3号のバイパスを都市計画決定するものです。国道3号バイパスの都市計画決定後、バイパス整備の事業進捗に伴う現道部の交通状況等も踏まえ、土地利用や都市施設（現国道3号の道路、公園）などの整備方針を示し、更なる地域の発展に向けた都市（まち）づくりを推進していくことを考えています。

国道3号バイパスは、広川町大字日吉字道免から八女市立花町下辺春字三ノ瀬を連絡する、約10kmの主要幹線街路です。このうち、八女市豊福字蓮輪から八女市立花町下辺春字三ノ瀬に至る区間を、筑後中央広域都市計画区域の骨格となる幹線軸として位置づけ、将来の交通需要を勘案し交通渋滞の改善に寄与するものとして、3・5・22 - 10号豊福下辺春線を延長約6,310m、代表幅員15m、2車線の都市計画道路として都市計画決定し、路線の追加を行うものであります。

: 10,000

۱۷۰

筑後中央広域都市計画総括図（八女）

起点：八女市豊福字蓮輪

延春邊下邊福豐

$$L = \pi \sqrt{b_0} \cdot 3$$

終点 八女市立花町下辺春字三ノ瀬

凡例	
项目	说明
本数	1,463
单数	37
合数	32
总数	1,390
单数	34
合数	35
总数	69

筑後中央広域都市計画計画図（八女）(1) S=1/2,500

3・5・22-10 豊福下辺春線 延長 L=約6,310m 2車線 W=15.0m

起点：八女市豊福字蓮輪

3・5・22-10 豊福下辺春線

(一般部)

3.50	0.753.25	3.250.75	3.50
3.50	0.753.25	3.250.75	3.50

(交差点部)

3.60	0.753.25	3.00	3.250.75	3.50
3.60	0.753.25	3.00	3.250.75	3.50

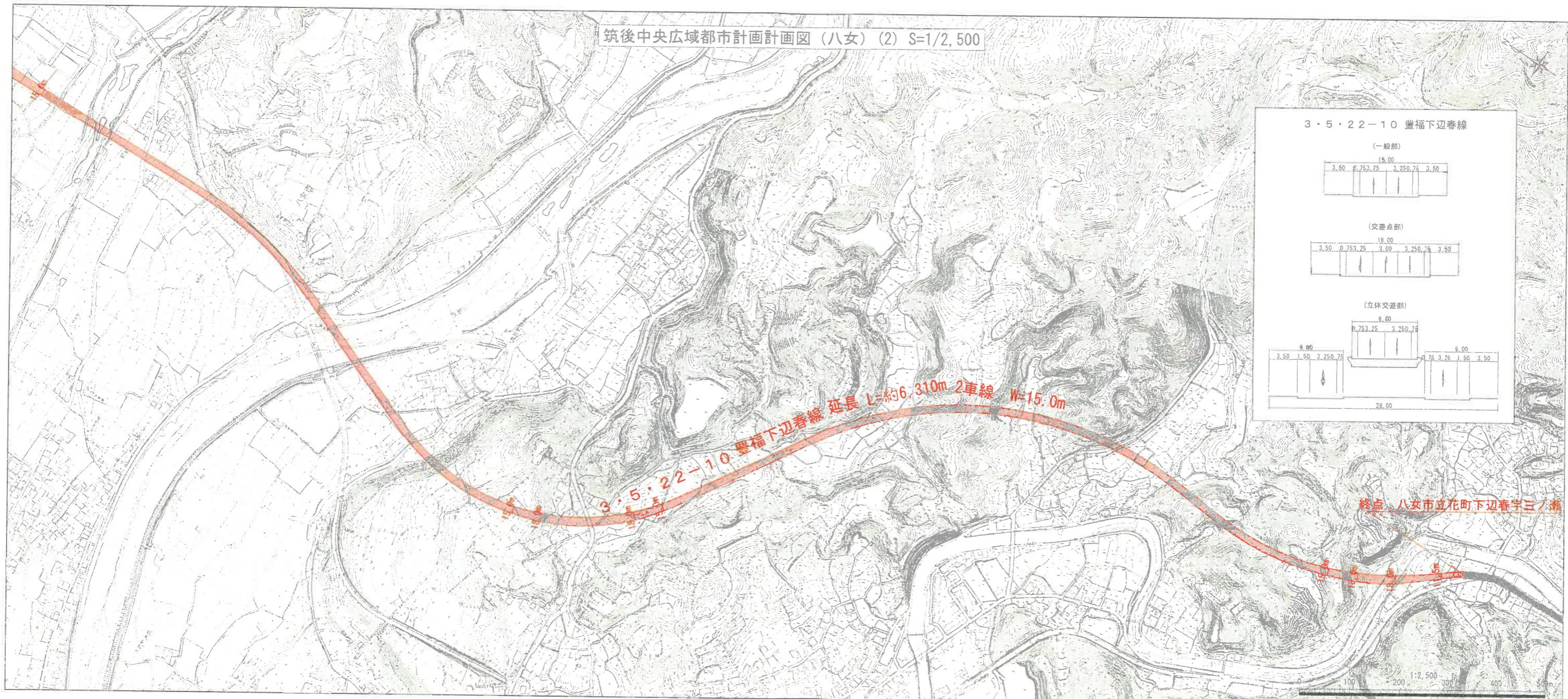
(立体交差部)

3.50	1.50	3.250.75	9.00	0.753.25	3.250.75	9.00
3.50	1.50	3.250.75	9.00	0.753.25	3.250.75	9.00

28.00

0 100 200 300 400 500m

筑後中央広域都市計画計画図(八女)(2) S=1/2,500



4 都 第 1 0 2 7 号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

筑後中央広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について

令和4年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路に3・5・28-1号 日吉水原線を次のように追加する。

種別 幹線街路	名 称		位 置		区 域		構 造		備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	
3・5・28-1	日吉水原線	広川町大字 日吉字道免	広川町大字 水原字上尻切	広川町大字 長延字中久 宮常字三反田	約3,660m	2 車線	15m			地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造
	構造形式の内訳				約650m	嵩上式			15~ 28m	
					約3,010m	地表式			15~ 18m	

「区域及び構造は計画図表示のとおり。」

理 由

別添理由書のとおり。

筑後中央広域都市計画道路の変更理由書

■ 3・5・28-1号日吉水原線（路線の追加）

福岡県内4つの都市圏のうち、南部に位置する筑後都市圏は5つの都市計画区域で構成され、その1つである筑後中央広域都市計画は6市1町の広域的な範囲で都市づくりを行っています。特に隣接する八女市と広川町においては連続する公共交通軸（国道3号）を有しており、八女市役所周辺（広域拠点）と広川町役場周辺（拠点）との都市拠点間の連携や、この軸の沿線を中心とした都市施設の集積を図るなどの都市計画を進めています。しかしながら、公共交通軸である国道3号においては、都市内交通と通過交通が混在し、八女市街地を中心に慢性的な交通渋滞が発生しています。このため、交通事故の多発、公共交通の利便性低下、沿道利用環境の悪化、円滑な救急搬送の阻害、都市間連携の阻害等の課題が生じています。このような広域的な課題に対し、第4次八女市総合計画後期基本計画（平成28年3月）では、市内及び広域間を結ぶ幹線道路の整備として国道3号バイパス整備を必要な施策の展開方針として定めています。また、広川町でも、国道3号の慢性的な渋滞解消と町の望ましい将来像を描くために「第4次総合計画」を令和2年度中に改定し、国道3号バイパス整備を進めることを掲げる予定としており、こうした構想は、まちづくりを進めるために必要不可欠な要件となっています。また、このような課題に關し、国においても、令和2年度「社会資本整備審議会 地方小委員会（第3回）」でバイパス整備が望ましいという方向性が示されました。

この結果を踏まえ、既存市街地の都市機能の向上、筑後中央広域都市計画区域内の拠点間の円滑な連携を図る観点から、新たな国道3号のバイパスを都市計画決定するものです。国道3号バイパスの都市計画決定後、バイパス整備の事業進捗に伴う現道部の交通状況等も踏まえ、土地利用や都市施設（現国道3号の道路、公園）などの整備方針を示し、更なる地域の発展に向けた都市（まち）づくりを推進していくと考えています。

国道3号バイパスは、広川町大字日吉字道免から八女市立花町下辺春字三ノ瀬を連絡する、約10kmの主要幹線街路です。このうち、広川町大字日吉字道免から広川町大字水原字上尾切に至る区間を、筑後中央広域都市計画区域の骨格として位置づけ、将来の交通需要を勘案し交通渋滞の改善に寄与するものとして、3・5・28-1号日吉水原線を延長約3,660m、代表幅員15m、2車線の都市計画道路として都市計画決定し、路線の追加を行うものです。

1:10,000
福岡県八女郡

筑後中央広域都市計画総括図（広川）

